

令和3年度資産等報告書等審査報告書 要旨

1 会議の経過

- (1) 令和3年6月2日 第1回会議
- (2) 令和3年6月8日 第2回会議

2 審査の方法

資産等報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書（以下「資産等報告書等」という。）に記載されている内容と証明書の符合を中心に書面審査を行った。

3 審査会からの意見

資産等報告書等の記載について、審査会から複数の意見が提示された。これに対し、市長により訂正届による資産等報告書等の記載の訂正及び証明書の再提出等による補正が行われた。

4 審査の結果

市長による補正後の資産等報告書等は、上尾市長等政治倫理条例に基づき作成されているものと認められ、適正である。